

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (初発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に関する日本国政府 とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	410,000千円 -----	H28.6.3 アデイス アベバで (同日)	日本側 鈴木量博在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済協力担当 国務大臣	H28.6.16 211号
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に関する日本国政府 とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.10.7 アデイス アベバで (同日)	日本側 横田賢司在エチオ ピア臨時代理大使 エチオピア側 アーマド・ シデ財務・経済協力担当 国務大臣	H28.10.24 406号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。